

第3節 騒音・振動・悪臭の防止

1 騒音・振動【環境政策課】

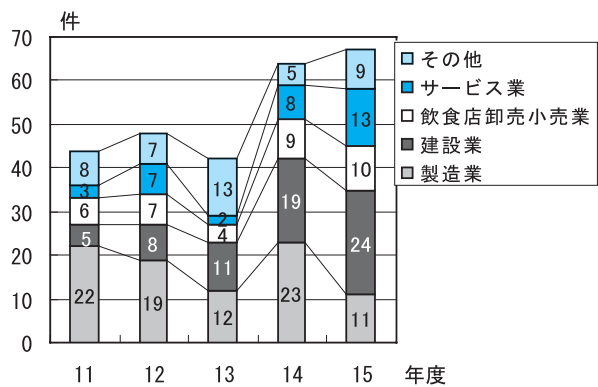
(1) 騒音・振動の現状

①騒音に関する苦情

平成15年度は、67件の騒音に関する苦情があり、前年と比較すると3件（4.7%）増加しています。

苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場や工事現場の作業音等に起因するものが多い状況でした。

図3-3-57 騒音苦情の推移



②自動車騒音

自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度*1が定められています。

平成15年度は、県および3市が25区間で自動車騒音の面的評価*2を実施しました。このうち、県が幹線交通を担う道路に面する住居等を対象に実施した面的評価の結果は、次のとおりです。

表3-3-58 平成15年度自動車騒音常時監視結果

評価路線・区間数		6路線11区間 (高速自動車国道1路線1区間、一般国道5路線10区間)
評価区間距離		15.1km
評価区間住居等戸数		1,032戸
環境基準 達成戸数 (達成率)	昼間	993戸 (96.2%)
	夜間	969戸 (93.9%)
	昼夜間とも	969戸 (93.9%)

(昼間は6～22時、夜間は22～翌日6時)

③振動に関する苦情

県内の振動に関する苦情は、例年数件程度で推移しています。

平成15年度の苦情は4件で、工場および工事現場の作業振動に起因するものでした。

(2) 騒音・振動対策

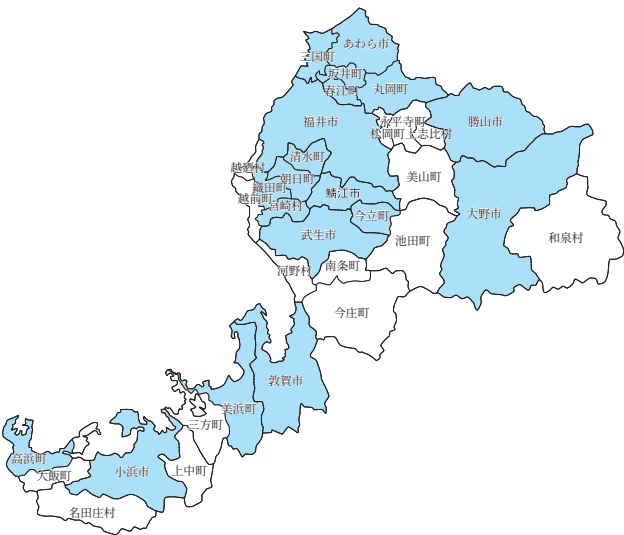
①法律による規制

騒音については、環境基準および規制基準が、振動については、規制基準が定められており、知事が規制地域*3を指定することにより、当該地域内における工場・事業場および建設作業に規制基準が適用されます。

ア 規制地域の指定

本県では、昭和44年から順次、規制地域の指定を行っており、平成16年3月末現在、8市11町1村について規制地域を指定しています。

図3-3-59 騒音規制法および振動規制法に基づく規制地域を有する市町村



*1要請限度：自動車騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合であって、かつ、超えた場合には県公安委員会に対し、道路交通法による措置をとるよう要請することとなる基準です。道路交通振動についても定められています。

*2面的評価：道路に面する地域における環境基準達成状況の評価方法で、基準値を超える騒音に曝露される住居等の戸数やその割合を把握することにより評価するものです。

*3規制地域：住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域、その他の地域で住民の生活環境を保全する必要があるとして知事が指定する地域です。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法により、規制地域内において、工場・事業場に特定施設^{*1}を設置しようとする者に対し、事前に当該市町村長に届け出ることと、敷地境界における規制基準の遵守を義務付けています。

また、市町村長は、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、特定工場等の設置者に対して騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、平成15年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

ウ 建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法により、規制地域内において、特定建設作業^{*2}を伴う建設工事を実施しようとする者に対し、事前に当該市町村長に届け出ることと、規制基準の遵守を義務付けています。

また、市町村長は、特定建設作業で発生する騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、工事の施工者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、平成15年度にこれらの措置に至った事例はありませんでした。

エ 自動車交通騒音対策

【環境政策課・道路建設課】

自動車本体からの騒音の大きさについては、騒音規制法において、自動車の車種ごとの許容限度が定められています。

また、平成8年3月に「福井県道路環境対策連絡会議」を設置し、国や県等の機関が協力して総合的な道路環境対策を推進しています。

②条例による規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音（騒音規制法で規制されているものを除く。）、飲食店・喫茶店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）、カラオケボックス営業、ボーリング場営業および車両洗浄装置営業における深夜（午後11時から翌日の午前5時まで）の騒音を規制しています。

また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声機放送についても、公共のためにする広報等の行為を除き禁止しています。

表3-3-60 特定工場数、特定施設数および特定建設作業届出件数

	特定工場数 (H16.3末)	特定施設数 (H16.3末)	特定建設作業 届出件数 (H15年度中)
騒音	2,025	35,640	29
振動	1,046	21,181	33

^{*1}特定施設：金属加工機械、織機等著しい騒音・振動を発生する施設をいいます。騒音については11種類の施設、振動については10種類の施設が定められています。

^{*2}特定建設作業：くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。騒音については8種類の作業、振動については4種類の作業が定められています。

苦情件数を発生源別にみると、製造業、農畜産業に起因するものが多い状況でした。

件

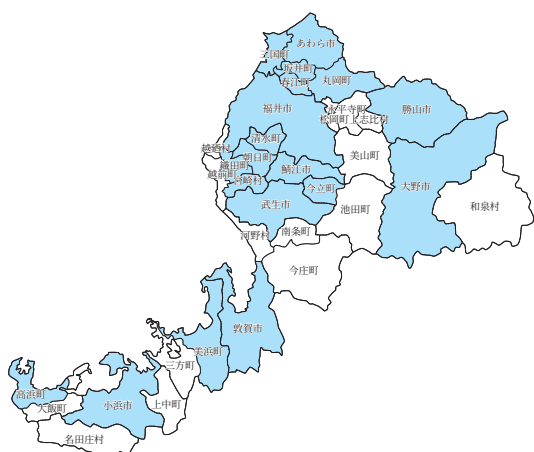
80
70
60
50
40
30
20
10
0

11 12 13 14 15 年度

■ 不明
 ■ その他
 ■ 建設業
 □ 飲食店卸売小売業
 ■ サービス業
 ■ 農畜産業
 ■ 製造業

年度	製造業	農畜産業	サービス業	飲食店卸売小売業	建設業	その他	不明
11	19	10	7	2	4	13	2
12	27	13	6	2	4	19	6
13	16	15	10	6	4	17	5
14	18	8	7	7	6	15	1
15	23	10	9	4	3	10	10

図3-3-62 悪臭防止法に基づく規制地域を有する市町村



対象工場等		特定施設	
種 類	工場数	種 類	工場数
牛、豚または 鶏の飼養場	179	飼養施設 飼料調理施設 ふん尿処理施設	515
けいふんの 乾燥または 焼却を行う 工場	3	乾燥施設 焼却施設	3
死亡獣畜取 扱場	0	解体室 汚物処理施設 焼却炉	0
化製場*2	3	原料処理施設 煮熟施設 圧搾施設 汚物処理施設 乾燥施設	6

種類	施設数	地 域
乳牛	2	坂井

検査項目：アンモニア、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、硫化ジメチル

***化製場**：獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。